

神戸市ひきこもり支援施策検討会開催要綱

(趣旨)

第1条 多様な課題を抱えるひきこもり状態にある方及びその家族等に対する相談機能の充実、さらなる支援策の検討及び潜在的なひきこもり者への啓発等についての検討を行うことを目的として、神戸市ひきこもり支援施策検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 検討会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、保健福祉局が決定する。

- (1) 保健福祉に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者
- (2) 前号に掲げる者のほか、保健福祉局長が特に必要と認める者
- 2 前項の規定により委嘱し、又は任命する委員の人数は、10名以内とする。
- 3 その他、保健福祉局長は、特定の事項について専門的知識を有する者を臨時委員として出席させることができる。

(委員の代理出席)

第3条 委員がやむを得ない事情により検討会に出席できないときは、その委員が委任する代理者を臨時委員として出席させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和2年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長の指名等)

第5条 保健福祉局長は、委員の中から座長を指名する。

- 2 座長は、会の進行をつかさどる。
- 3 保健福祉局長は、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(検討会の公開)

第6条 検討会は、これを公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、保健福祉局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行なう場合
- (2) 公開することにより、公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、保健福祉局障害福祉部障害福祉課において行う。

(施行細目の委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月26日から施行する。